議案第７６号

# 羽生市敬老祝金等の贈呈に関する条例の一部を改正する条例

羽生市敬老祝金等の贈呈に関する条例（平成１５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 羽生市長寿百歳祝金条例<br><br>（目的）<br>第１条　この条例は、羽生市に居住する１００歳を迎えた高齢者に対し長寿百歳祝金（以下「祝金」という。）を贈呈することにより、敬老の意を表すとともに、長寿を祝福することを目的とする。<br><br>（資格）<br>第２条　祝金の贈呈を受けることができる者（以下「祝金対象者」という。）は、毎年９月１５日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　基準日の属する年の４月２日から翌年の４月１日までにおいて、満１００歳となる者 | 羽生市敬老祝金等の贈呈に関する条例<br>（目的）<br>第１条　この条例は、羽生市に居住する高齢者に対し、敬老と長寿を祝福するために敬老祝金（以下「祝金」という。）又は敬老記念品（以下「記念品」という。）を贈呈し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。<br>（資格）<br>第２条　祝金の贈呈を受けることができる者（以下「祝金対象者」という。）は、毎年９月１日（以下「基準日」という。）現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　基準日の属する年の４月２日から翌年の４月１日までにおいて、満７７歳、満８８歳又は満９９歳となる者 |

| | |
|---|---|
| ２　前項の規定にかかわらず、祝金を受ける資格は、受給者が基準日前に死亡し、又は転出したときは、喪失する。 | ２　記念品の贈呈を受けることができる者（以下「記念品対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>（１）　市内に引き続き１年以上居住し、住民基本台帳法による住民基本台帳に記録されている者<br>（２）　満１００歳となる者又は毎年度最初に最高齢となる者<br>３　前２項の規定にかかわらず、祝金対象者若しくは記念品対象者が祝金若しくは記念品（以下「祝金等」という。）の贈呈を受ける前に転出し、又は現に市内に居住していない事実が判明したときは、祝金等は贈呈しない。 |
| （祝金の額）<br>第３条　祝金の額は、２０，０００円とする。 | （祝金の額）<br>第３条　祝金の額は、次のとおりとする。<br>（１）　満７７歳　５，０００円<br>（２）　満８８歳　１０，０００円<br>（３）　満９９歳　２０，０００円 |
| （祝金の贈呈時期）<br>第４条　祝金の贈呈時期は、毎年９月とする。 | （祝金の贈呈方法）<br>第４条　祝金は、現金又は金券等をもって贈呈する。<br>（祝金等の贈呈時期）<br>第５条　祝金等の贈呈時期は、次のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。<br>（１）　祝金は、毎年９月に贈呈する。<br>（２）　記念品は、その贈呈を受ける者の誕生日の属する月に贈呈する。 |
| （委任）<br>第５条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 | （委任）<br>第６条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 |

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子